

公立八女総合病院企業団人事評価制度構築・導入
支援委託業務仕様書

公立八女総合病院企業団（以下「企業団」という。）における医師以外の正規職員を対象とする人事評価制度の構築・運用について、企業団を「甲」、受託者を「乙」として、次のとおり仕様を定め業務を委託する。

1. 件名

人事評価制度構築・導入支援委託業務

2. 業務委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

3. 業務目的

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（平成26年法律第34号）に基づき、企業団の正規職員を対象とする人事評価制度を構築することを目的とする。各施設の理念、目標に基づき、業務の達成度や期待される能力を評価し、能力の開発や人材活用および働き甲斐のある職場作りに役立てるための人事評価制度構築・導入の支援を委託するものである。

4. 委託業務内容

（1）人事評価制度構築・導入支援業務

ア 類似病院サンプルを基にした評価項目および評価基準の設計

イ 評価表の作成

ウ 目標設定支援業務

エ その他人事評価制度構築・導入支援に必要な業務

（2）トライアル実施支援業務

ア 職員向け説明会実施業務（全2回）

イ 評価者研修会業務（全2回）

ウ トライアル結果の集計・分析実施業務

エ 評価者向けアンケート実施業務

オ 評価者向けアンケート結果の報告業務（全1回）

カ その他トライアル実施後における人事評価制度構築・導入支援に必要な業務

（3）規程・マニュアルの整備

ア 人事評価規程改定

イ 各種手順書の整備

5. 業務の実施条件等

（1）業務の対象者は、公立八女総合病院（300床 正規職員数417名）及びみどりの杜病院（30床 正規職員数36名）に勤務する医師を除く正規職員とする。

※平成29年12月1日現在の職員数は上記のとおりであるが、採用・退職・育児休業等により変動することから、対象者数の変更に伴う異議は申し立てないものとする。

(2) 業務の遂行に当たっては、企業団人事課と十分な連絡を保ち、処理方針については、企業団の指示および承諾を受けるものとする。

(3) 受託者は、医療行政、人事制度の運用、問題分析において相当な知識と技術を有するスタッフを選任し、本業務に十分な経験を有するスタッフ（概ね経験年数5年以上かつ同種業務を3件以上担当した者）を本業務の主任担当者として必ず配置し、業務に係る責任の所在を明確にすること。なお、主任担当者は、業務実施スケジュールに支障がない範囲で、複数の業務内容を兼務して担当することができるものとする。

6. 成果品等

本業務の成果品等は、次のとおりとする。成果品等の提出方法等については、企業団人事課と協議の上、決定する。

番号	成果品等	補足
①	人事評価基準表	人事評価要素と人事評価基準を定めた資料
②	人事評価表	評価者が被評価者の人事評価結果を記入する様式
③	職員説明会	説明会実施・資料作成
④	評価者研修	研修会実施・資料作成
⑤	トライアル結果集計結果	トライアル実施結果を取り纏め結果の傾向を分析した資料
⑥	病院目標、部門、部署設定	目標設定説明実施・資料作成
⑦	人事評価規程改定	既存の企業団人事評価規程の確認と改定に関する助言
⑧	人事制度運用手順書	人事評価事務局用手順書
⑨	人事評価手順書	評価者向け手順書
⑩	面接マニュアル	評価者向け手順書
⑪	議事録・説明会等報告	打ち合わせ議事録・説明会報告

7. 検査

(1) 本仕様書に指定された成果品一式を納品し、企業団人事課の検査の合格をもって業務の完了とする。

(2) 検査に際しては、主任担当者を出席させるものとする。

(3) 成果品に誤り等があることが判明した場合、受託者は直ちに訂正、補足、その他必要な措置をとらなければならない。業務が完了し、引渡し後であっても同様とする。

(4) 検査および訂正等の措置に係る費用は、受託者の負担とする。

8. 支払条件

支払いは、部分払いまたは業務完了後に一括払いとする。

9. 特記事項

(1) 受託者は、業務の遂行に当たり、以下に掲げる事項について注意すること。

ア 法令遵守

業務の遂行に当たっては、関係法令および適用基準等を遵守しなければならない。

イ 守秘義務

受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。また、個人情報を取り扱う場合においては、関係法令を遵守の上、個人情報の適正な管理に努めなければならない。このことは、契約の解除及び契約期間満了後においても同様とする。

ウ 信用失墜行為の禁止

受託者は、委託者の信用を失墜する行為をしてはならない。

(2) 成果品その他関係書類等に関する一切の権利は、委託者に帰属する。受託者は、これらの書類等を委託者の許可なしに、外部へ持ち出し、複写し、または複製してはならない。

(3) 本仕様書に基づいた作業計画および内容の詳細については、委託者と受託者の協議により定めるものとする。また、仕様書の解釈について疑義が生じた事項および仕様書に定めのない事項についても同様とする。

以上